

西上審第 号
令和3年 月 日

西都市上下水道事業
西都市長 橋田 和実 殿

西都市水道事業料金審議会
会長 杉田 幸男

西都市下水道事業等運営審議会
会長 杉田 幸男

西都市水道事業及び下水道事業等の料金改定について(答申)

令和3年6月8日付け西上第116号で諮問のありました西都市水道事業及び下水道事業等の料金改定につきまして、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項について、附帯意見として申し添えます。

記

1 答申事項

- (1) 西都市水道事業及び簡易水道事業の料金改定について
 - ① 改定率10%引き上げることが適当である。
 - ② 改定期は、令和4年4月1日とすることが適当である。
- (2) 西都市公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料金改定について
 - ① 当分の間、据え置くことが適当である。

2 附帯意見

- (1) 西都市水道事業及び簡易水道事業の料金改定について
 - ① 人口減少等に伴い料金収入が減少していくことが想定されているが、施設の更新や耐震化などに備え経営基盤となる財源を確保するためには、料金を10%引き上げることは、やむを得ないと判断する。
しかしながら、今後とも中長期的な視点に立って経営運営を行うとともに、業務の改善や効率化、漏水対策を講じるなど経費の削減を図るよう努められたい。
また、老朽化した施設等の更新や耐震化など計画的に施設整備を行うよう努められたい。
 - ② 料金の改定にあたっては、料金改定の必要性等について市民へ分かりやすく説明

を行い、十分な周知を図られたい。

③ 改定時期を令和4年4月1日とすることが適當だと判断するが、新型コロナウイルス感染症により市民の経済活動が多大な影響を受けていることから、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に留意され、改定時期については慎重に判断されたい。

(2) 西都市公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料金改定について

① 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の引き上げについては、一般会計からの繰入れに依存している状況など、使用料の引き上げの必要性については理解する。

しかしながら、水道料金等と同時期での改定については、利用者への影響が大きく、理解が得られないと判断する。

そのため、下水道使用料については、2～3年後を目途に使用料の改定を判断されたい。

② 下水道使用料については、現時点で県内の自治体と比べて高い状況であるため、今後とも中長期的な視点に立って経営運営を行うとともに、業務の改善や効率化を図るなど経費の削減を図るよう努められたい。

また、老朽化した施設等の更新や耐震化など計画的に施設整備を行うよう努められたい。

水道料金及び簡易水道料金

(税抜き)

種 別	用 途	基本料金(1か月につき)			超過料金(1m ³ につき)	
		水 量	現行料金	改定後	現行料金	改定後
専用 給水装置	一般用	10m ³	1,300円	1,430円	140円	154円
	公用用及び 事業所用	10m ³	1,400円	1,540円	150円	165円
	営業用	10m ³	1,400円	1,540円	150円	165円
	浴場営業用	100m ³	7,300円	8,030円	140円	154円
共用 給水装置		世帯数× 10m ³	1世帯当り 1,300円	1世帯当り 1,430円	140円	154円
その他	私設消火栓 演習用	1栓につき (1回) 5分 まで	1,400円	1,540円	1分増す ごとに 180円	1分増す ごとに 198円
臨時用		1m ³	150円	165円		

下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料

(税抜き)

種 別	区 分	汚 水 量	金 額		
				現行使用料	改定後
一般汚水	基本使用料	8m ³ まで		1,300円	1,430円
	従量使用料	8m ³ を超える部分	1 m ³ につき	140円	154円
浴場汚水	従量使用料		1 m ³ につき	32円	35円

西都市水道事業料金審議会及び西都市下水道事業等運営審議会

会長	杉田	幸男
委員	壹岐	定憲
委員	鬼塚	薰
委員	児玉	和浩
委員	齋藤	美紀子
委員	迫	節夫
委員	長友	茂直
委員	西田	敏秀
委員	橋口	久徳
委員	原田	美弘
委員	船橋	賢一
委員	米良	寿子
委員	山岡	良治
委員	横山	邦夫

(委員については五十音順)